

日本労働総同盟尼崎労働組合聯合會

久保田支部規約

第一章

第一條 本支部「日本労働総同盟尼崎労働組合聯合會」機械労働組合

ト称ス

第二條 本支部「日本労働総同盟主義綱領」を貫徹スルヲ以テ目的トス

第三條 本支部「本規約」を遵守スル労働者ヲ以テ組織ス

第四條 本支部「事務所」を尼崎市内に置ク

第五條 本支部「目的」を貫徹セシムルニ在リテ事業ヲ行フ

購買部 出版部 調査部 宣传部 政治部 争議部

第二章 會員

第六條 本文部員ハ入會金三十圓、會費三十圓ヲ前納ス。其義務ヲ有ス

第七條 本文部員ハ本文部「役員」ニ權利及義務ヲ有ス